

出席停止通知書

学校で予防すべき感染症に罹患した場合、本人の療養及び他者への感染拡大を予防するため、学校保健安全法の規定により、出席停止の措置を講じます。出席停止期間は、欠席日数には含まれません。医師の診察を受け、その指示に従ってください。医師より登校の許可が出ましたら、下にあります「登校許可証」に必要事項を記入していただき、学級担任にご提出ください。

【出席停止となる主な感染症及び出席停止期間の基準】

インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎 菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	疾患名 ()

※「その他の感染症」は、必要があるときに出席停止の措置をとるものであり、必ずしも出席停止を行うべきというものではない感染症として、分類されているものです。

※出席停止の期間は、学校保健安全法により定められている基準です。ただし、病状により、医師において感染のおそれがないと認められた場合には、この限りではありません。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については別の用紙となります。

登校許可証	年	組	氏名
疾患名 ()			
出席停止期間	令和	年	月 日 ~ 令和 年 月 日
現在感染力はなく、集団生活に支障はないと考えられますので、 令和 年 月 日より登校を許可します。			
令和 年 月 日			
医療機関名			
医 師 名			